

○盛岡市児童館条例

昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 19 号

盛岡市児童館条例

盛岡市児童館条例(昭和 46 年 条例第 18 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番 11 号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番 27 号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目 14 番 1 号
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番 10 号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目 15 番 1 号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目 38 番 26 号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町 21 番 1 号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町 10 番 25 号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番 1 号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目 18 番 1 号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番 18 号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番 18 号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目 16 番 20 号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊 14 番地 22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目 18 番 56 号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目 19 番 18 号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番 18 号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町 13 番 34 号
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目 14 番 36 号
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番 57 号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町 10 番 46 号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根 41 番地 3
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡 11 地割 321 番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目 11 番 1 号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割 54 番地 1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番 65 号
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前 13 地割 25 番地 3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目 18 番 5 号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割 12 番地 1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番 4 号

盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井 18 地割 28 番地 1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部 8 地割 3 番地 4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目 17 番 10 号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀 101 番地 1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪 25 番地 1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中 69 番地 85
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平 66 番地 2
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚 103 番地
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原 72 番地 2
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前 18 地割 17 番地 1
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目 10 番 70 号
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本 1 番地 1

2 児童館に次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第 10 地割 78 番地 1

一部改正〔昭和 54 年条例 15 号・24 号・26 号・56 年 18 号・14 号・57 年 13 号・30 号・58 年 10 号・59 年 18 号・60 年 21 号・63 年 14 号・平成元年 21 号・2 年 15 号・3 年 12 号・25 号・4 年 59 号・5 年 13 号・24 号・6 年 14 号・7 年 22 号・8 年 17 号・10 年 13 号・15 年 19 号・16 年 49 号・17 年 101 号・19 年 29 号・22 年 41 号・23 年 42 号・45 号・25 年 18 号・27 年 53 号・31 年 17 号・令和 3 年 16 号・4 年 15 号・5 年 8 号〕

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第 8 条の 3 から第 9 条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、盛岡市立巻堀児童館、盛岡市立日戸児童館、盛岡市立好摩児童館、盛岡市立生出児童館及び盛岡市立洪民児童館(以下「巻堀児童館等」という。)の開館時間は、午前 10 時 30 分(盛岡市立巻堀児童館及び盛岡市立生出児童館にあつては、午前 8 時)から午後 7 時(土曜日にあつては、午後 6 時)までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 17 号・101 号〕

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

2 前項の規定にかかわらず、巻堀児童館等の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

追加〔平成 16 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 17 号・101 号〕

(児童館の使用)

第5条 児童館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、児童館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営上適当でないとき。

3 市長は、児童館の管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成 12 年条例 28 号・16 年 50 号〕

(許可の取消し等)

第6条 市長は、児童館の管理及び運営上必要があると認められた場合又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

全部改正〔平成 12 年条例 28 号〕、一部改正〔平成 16 年条例 50 号〕

(禁止行為)

第7条 使用者は、児童館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

追加〔平成 12 年条例 28 号〕、一部改正〔平成 16 年条例 50 号〕

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、盛岡市立巻堀児童館及び盛岡市立生出児童館の利用者のうち就学前の児童の扶養義務者から当該児童1人につき月額 6,000 円の使用料を徴収する。

2 月の途中において入所し、又は退所した場合における当該月の使用料の額は、使用料の月額を 25 で除して得た額に、当該月における在所の日数(休館日の日数を除き、在所の日数が 25 日を超える場合は、25 日)を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

一部改正〔平成 12 年条例 28 号・16 年 50 号・17 年 101 号〕

(利用料金)

第8条の2 指定管理者が管理する児童館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 前条第1項ただし書の扶養義務者は、毎月利用料金を支払わなければならない。

追加〔平成 17 年条例 101 号〕

（使用料の減免）

第8条の3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料（指定管理者が管理する児童館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

追加〔平成 17 年条例 101 号〕

（使用料の不還付）

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により児童館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成 17 年条例 101 号〕

（損害賠償）

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成 12 年条例 28 号・16 年 50 号〕

（指定管理者による管理）

第 10 条 児童館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第 1 項の申請がなかつたとき又は同条第 2 項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 17 号〕

（指定管理者の指定の手続）

第 11 条 児童館の管理について、法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕

（指定等の告示）

第 12 条 市長は、前条第 2 項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕

（変更の届出）

第 13 条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕

（指定管理者による管理の基準）

第 14 条 指定管理者の行う児童館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕

(指定管理者の業務)

第 15 条 児童館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第 4 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第 5 条第 1 項の許可を行うこと。

(4) 第 5 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可をしないこと。

(5) 第 5 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可に条件を付すること。

(6) 第 6 条の規定に基づき、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、同条第 3 項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずること。

(7) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすること。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第 1 号又は第 2 号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第 1 項第 4 号から第 6 号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

追加〔平成 16 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 17 号・101 号〕

(事業報告書の提出)

第 16 条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

追加〔平成 16 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 101 号〕

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。
一部改正〔平成 12 年条例 28 号・15 年 19 号・16 年 50 号〕

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中盛岡市立大新児童館及び盛岡市立川目児童館に係る部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和 53 年規則第 19 号で昭和 53 年 4 月 12 日(盛岡市立川目児童館に係る部分は、昭和 53 年 4 月 15 日)から施行)

附 則(昭和 54 年条例第 15 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 54 年規則第 28 号で昭和 54 年 6 月 1 日から施行)

附 則(昭和 54 年条例第 24 号)

この条例は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 26 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 54 年規則第 43 号で昭和 54 年 11 月 16 日から施行)

附 則(昭和 55 年条例第 18 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 55 年規則第 8 号で昭和 55 年 4 月 1 日から施行)

附 則(昭和 56 年条例第 14 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 56 年規則第 12 号で昭和 56 年 4 月 1 日から施行)

附 則(昭和 57 年条例第 13 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 30 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 37 号で昭和 57 年 9 月 1 日から施行)

附 則(昭和 58 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 18 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年条例第 21 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 14 号)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例(昭和 49 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成元年条例第 21 号)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例(昭和 49 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成 2 年条例第 15 号)

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例(昭和 49 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成 3 年条例第 12 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年条例第 25 号)

この条例は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年条例第 59 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第 13 号)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例(昭和 49 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成5年条例第 24 号)

この条例は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第 14 号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第 22 号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第 17 号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 13 号)

1 この条例は、平成 10 年4月1日から施行する。

2 盛岡市社会福祉施設管理委託条例(昭和 49 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 12 年条例第 28 号)

1 この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則(平成 15 年条例第 19 号)

この条例は、平成 15 年4月7日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 49 号抄)

1 この条例は、平成 17 年3月7日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 50 号抄)

1 この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項(第1条の改正規定に限る。)の規定 公布の日

(2) 第 16 条の規定 平成 17 年4月1日

2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第 10 条まで、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条から第 32 条まで、第 34 条及び第 35 条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

3 第1条から第 13 条まで、第 15 条及び第 17 条から第 35 条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 17 年条例第 17 号抄)

1 この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は平成 17 年4月1日から、第4条及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 101 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条及び第 8 条の改正規定、第 8 条の次に 3 条を加える改正規定並びに第 15 条第 1 項及び第 16 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市児童館条例第 2 条に規定する盛岡市立巻堀児童館、盛岡市立日戸児童館、盛岡市立好摩児童館、盛岡市立生出児童館及び盛岡市立洪民児童館の管理については、改正後の同条例の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までに限り、旧玉山村児童館条例(平成 16 年玉山村条例第 32 号)の例による。
- 3 玉山村の編入の日前に旧玉山村児童館条例第 6 条の規定によりなされた指定は、公の施設の管理を指定管理者に行わせる等のための関係条例の整備に関する条例(平成 16 年条例第 50 号)第 8 条の規定による改正後の盛岡市児童館条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年条例第 29 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 41 号)

この条例は、平成 23 年 2 月 21 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 42 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 24 年規則第 5 号で平成 24 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 23 年条例第 45 号)

この条例は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 18 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 25 年規則第 40 号で(第 2 条第 2 項の改正規定に限る。)平成 25 年 9 月 1 日から施行。平成 26 年規則第 34 号で(第 2 条第 1 項の表の改正規定に限る。)平成 26 年 9 月 1 日から施行)

附 則(平成 27 年条例第 53 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 17 号)

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 16 号)

改正

令和 3 年 12 月 22 日条例第 45 号

この条例中第 2 条第 1 項の表盛岡市立大新児童館の項の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、同表に 1 項を加える改正規定は同年 6 月 13 日から施行する。

一部改正〔令和 3 年条例 45 号〕

附 則(令和 3 年条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年条例第 15 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 8 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。